

大阪府知事登録貸金業者 様

大阪府商工労働部中小企業支援室長

令和8年度における指導監督方針について（通知）

日ごろから、本府商工労働行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。
標記について、貸金業法（以下「法」という。）に基づき、下記のとおり指導監督方針を定めましたので通知します。

また、貸付業務の状況等を把握するため、「事業報告書」及び「業務報告書」等の提出をはじめ、法令に定める事項の届出等が必要となる場合は、下記に留意し、それぞれ所定の期限までに必要書類を提出してください。

なお、各提出書類の提出先及び様式については、文末に記載しています。

記

1 立入検査又は貸金業務取扱主任者設置確認調査による運営状況の聴き取り等の実施について

貸金業者は法に規定する目的に基づく業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図ることが求められています。

令和8年度は前年度同様、コンプライアンスの観点から全事業者に対し、帳簿書類の確認等を含む立入検査（以下「検査」という。）又は運営状況の聴き取りを実施します。検査の実施日等については個別に連絡する予定ですが、悪質な行為に対する苦情の申し出があったときはその限りではありませんので予め申し添えます。

また、日常の貸金業の営業実態を確認する観点から、前年度同様、事前に連絡をすることなく貸金業務取扱主任者（以下「主任者」という。）の設置状況の調査を行いますので、ご承知おきください。

なお、検査を拒否した場合や検査の結果、違法な行為が認められた場合には、法に基づき、厳正な処分（業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し）を行う場合がありますのでご留意ください。

※検査における主な着眼点については、下記（大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページ）を参照してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin_torikumi/torikumih25.html

2 「事業報告書」の提出について

法第24条の6の9の規定により、各貸金業者の事業年度ごとに提出が義務付けられています。

(1) 提出期限 毎事業年度経過後3か月以内（※個人事業者の提出時期は3月末です。）

期限厳守でお願いします

(2) 添付資料 ①法人

- ア 貸借対照表
- イ 損益計算書
- ウ 株主資本等変動計算書
- エ ※自己検証リスト（直近3か月分）

②個人事業者

- ア 別紙様式第4号「財産に関する調書」及びその価額を証する書類（金融機関の残高証明書、銀行預金通帳の写し、固定資産評価証明書等。作成に当たっては「財産に関する調書」下部の記載上の注意を参照）
- イ ※自己検証リスト（直近3か月分）

※自己検証リストが必要な業者…次の①又は②に該当し外部監査を行っていない業者

①他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者

②貸金業の業務に従事する者が1名で、かつ当該者が常務に従事する唯一の役員として代表者となっている法人形態の貸金業者

(3) 提出先及び提出部数

日本貸金業協会に加入している事業者（以下「協会員」という。）と、同協会に加入していない事業者（以下「非協会員」という。）で提出先及び提出部数が異なりますのでご注意ください。

①協会員

- ア 提出先 日本貸金業協会大阪府支部（郵送可）
- イ 提出部数 各3部（ただし、「その価額を証する書類」については2部、「自己検証リスト」については1部）

②非協会員

- ア 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ（郵送可）
- イ 提出部数 各2部（ただし、「自己検証リスト」については1部）

3 「業務報告書」の提出について

令和8年3月末日時点での貸付状況を把握するため、法第24条の6の10第1項の規定により提出を求めるものです。

(1) 提出期限 令和8年5月29日(金)

期限厳守でお願いします

(2) 提出先及び提出部数

①協会員

ア 提出先 日本貸金業協会大阪府支部（郵送可）
イ 提出部数 3部

②非協会員

ア 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ（郵送可）
イ 提出部数 2部

※「事業報告書」及び「業務報告書」に記載する「残高」欄については、報告書の種類によって金額の単位が異なりますのでご注意ください。

・「事業報告書」…百万円単位 ・「業務報告書」…千円単位

※「事業報告書」若しくは「業務報告書」の提出がない場合又は虚偽の報告を行った場合、法第24条の6の4の規定により業務停止を命ずることがあるほか、法第48条の規定により1年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科されることがあります。

4 貸金業者の登録の申請について

法第4条の規定により申請する貸金業者の登録について、貸金業法施行規則第5条の規定により登録の更新の申請期限は現に受けている登録の有効期間満了の日の2月前までとなります。申請書の提出が遅れた場合は更新できませんので、申請期限を厳守してください。

協会員は、日本貸金業協会大阪府支部経由で申請してください。
非協会員は、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループに直接持参または郵送により申請してください。

※郵送で申請を行う場合のご注意

- ・8ページ以降の確認シートをチェックしていただき、署名の上、申請書類及び添付書類をすべて揃えて、必ず、郵便物が対面での受取りとなる「レターパックプラス(赤)」を用いて、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループに郵送してください。
- ・申請書類及び添付書類に不備がある場合は、必要な修正や不足している書類の追加を行ったうえ、再度、持参するかレターパックプラス(赤)で郵送してください。不備の内容によっては受付できませんので、直接当課までお越しいただくことになります。
- ・なお、申請期限までに補正が終わらなければ、更新できませんのでくれぐれもご注意ください。

登録更新の郵送での申請につきましては、8ページ以降を参考にしてください。

5 変更の届出について

法第8条の規定により、変更事項ごとに届出の時期が定められていますので、期間内での届出書の提出をお願いします。

変更届出書の提出が遅れた場合には遅延理由書の提出を求めています。提出遅延が続く場合には不祥事件の届出及び再発防止策についてヒアリングを行うことがあります。

提出事項及び提出期限は法定事項ですので厳守してください。

(1) 事前届出が必要なもの（あらかじめ届出が必要なもの）

- ①営業所の「移転・新設・廃止・名称」
- ②広告又は勧誘する際に表示する「連絡先等」

(2) 事後届出が必要なもの（変更の日から2週間以内に届出が必要なもの）

- ①商号及び名称
- ②個人事業主の「氏名」
- ③法人における役員・株主・法定代理人の「就任・退任・役職名・氏名」
※役職名の変更について、既申請内容に変更が生じる場合（取締役⇒代表取締役、
常務取締役⇒専務取締役など）は届出が必要です。
- ④使用人の「就任・退任・氏名」
- ⑤主任者（主任者登録番号の変更を含む）
- ⑥業務の方法等
- ⑦他に事業を行っているときの事業の種類

※郵送で届出を行う場合のご注意

- ・8ページ以降の確認シートをチェックしていただき、署名の上、届出書類及び添付書類をすべて揃えて、必ず郵便物が対面での受取りとなる「レターパックプラス（赤）」を用いて、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループに郵送してください。
- ・届出書類及び添付書類に不備がある場合は、必要な修正や不足している書類の追加を行ったうえ、再度、レターパックプラス（赤）で郵送してください。不備の内容によっては受付できませんので、直接当課までお越しいただくことになります。

※変更の届出に必要な添付書類について、提出期限に間に合わない場合は、あらかじめ大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ（TEL 06-6120-9506）に連絡してください。

※「変更届出書」の様式は、下記（大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページ）からダウンロードできます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/henkou_todoke.html

6 貸金業を廃業等する場合の対応について

貸金業を廃業等することになった場合は、協会員、非協会員を問わず、必ず、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループまで連絡してください。

また、法第10条の規定により「廃業等届出書」を提出してください。

- (1) 提出書類 ①廃業等届出書 2部
 ②その他添付書類 1部
- (2) 提出期限 廃業した日から30日以内
- (3) 提出方法 原則として代表者による持参（郵送不可）
 ※届出者が法人の場合、代表者による持参が困難な場合は、ご相談ください。
- (4) 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ

※ 廃業届の提出をもって貸金業登録の効力を失うこととなりますが、廃業時点において未了保有貸付債権がある場合は、貸金業法第43条の規定により、「みなし貸金業者」に該当することとなります。

その場合は、廃業等届出書を提出された後、法第24条の6の10第1項の規定に基づき、「残貸付債権の状況等に係る報告書」を年に1度（事業年度経過後3か月以内に）提出することとなっていますので、遺漏のないようお願いします。

※「みなし貸金業者」については、終了する（残貸付債権がなくなることをいう。）まで、引き続き法の適用を受け、残貸付債権の取立て等について立入検査を行うなど指導監督の対象となりますので、ご注意ください。

7 「財産的要件」を満たさなくなった場合の対応について

貸金業登録の要件である純資産額5,000万円は、登録申請時だけでなく常時維持しておく必要があり、下回った場合は、法第24条の6の4第1項第1号の規定により登録取消処分の対象となります。純資産額が5,000万円を下回った場合は、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループに速やかに連絡するとともに、以下の項目について報告してください。

- (1) 提出書類 財産的基礎に関する届出書
- (2) 報告項目 ア 純資産額
 イ 上記純資産額の算出根拠
 ウ 純資産額を回復させる計画
- (3) 提出期限 当該事由発生日から2週間以内
- (4) 提出方法 持参（郵送不可）
 ※代表者でなくても良いが、純資産額の回復の見込みについて説明できる者
- (5) 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ

※貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という。）に基づき「純資産額を回復させる計画」についてヒアリングを行います。

8 「若年者向け貸付けに関する報告書」の提出について（消費者向け貸付業者のみ対象）

若年者に対する貸付けの適切な運営を確保するために18歳、19歳の若年者に対して貸付けを行った場合は、法第24条の6の10第1項の規定により、年に一度報告書の提出を求められるものです。

※3月末時点で20歳に達した場合は報告対象外です。

- (1) 提出期限 令和8年4月20日（月）
- (2) 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ
(郵送・FAX 可)
- (3) 提出部数 1部

9 業務の適正な運営にかかる諸注意

(1) コンプライアンスの徹底について

近年、民法や個人情報保護法の改正、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリング対策等、貸金業法のみならず関連法令の遵守も求められています。

個人情報の漏洩防止はもとより取引時における本人確認の徹底、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を踏まえた経営管理態勢の構築等、社内規則に準じた個人情報の適正な取扱いの確保並びに取引時確認、取引記録等の保存及び疑わしき取引の届出等を的確に行い、適正な業務運営に努めていただくようお願いします。

特に取引時確認の注意事項として、公的証明書による確認を行う場合、既に取引時確認を行っていたとしても、改めて取引時確認を行う際には、本人なりすましの防止の観点等から、取引時確認を行う際、有効期限内の証明書等によって特定事項の確認、記録を行ってください。

金融機関におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について（金融庁ホームページ）
<https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/index.html>

(2) 主任者の登録更新について

貸金業者は、営業所又は事務所ごとに常時勤務する主任者を設置しなければなりません。主任者登録の有効期間は3年であり、登録を更新する場合は有効期間の2か月前までに日本貸金業協会へ更新の申請を行う必要があります。

更新登録の手続きにあたっては、更新前6か月以内に日本貸金業協会若しくはGakken LXが行う講習を受講する必要があり、更新手続きを怠ると主任者登録はその効力を失うことになり、当該営業所等の主任者が不在の状態になった場合、法に定める設置要件を欠くこととなり、行政処分の対象となることがありますので、ご注意ください。

※これまで提出の「貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知（写し）」は、主任者の登録更新ごとの提出は不要です。

※日本貸金業協会から送付されてきた通知が「登録更新完了通知」でなく、「登録完了通知」となっている場合は、主任者登録番号が変わることから、別途「変更届出書」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

(3) 貸金業トピックスをぜひご利用ください

大阪府ホームページ内にある金融課のページにおいて、「貸金業トピックス」を公開しています。法令改正や登録申請事務における注意点など、重要なお知らせを大阪府知事登録貸金業者のみなさま向けに発信しています。ぜひ定期的にご覧ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/column.html

●提出書類の提出先及び様式等について

- 1 協会の提出先<日本貸金業協会大阪府支部>
〒542-0081 大阪市中央区南船場1丁目16番20号 ムラキビルディング3階
電 話 06-6260-0921
- 2 非協会の提出先<大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ>
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
電 話 06-6210-9506 F A X 06-6210-9510
- 3 各報告書や届出書（※変更届出書は除く）の様式
大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページからダウンロードできます。
https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html

登録更新申請書をご郵送いただく際の注意点

1 郵送書類について

- | | | |
|------------------|------------|----|
| (1) 申請書 | 正本 | 1部 |
| | 副本（正本のコピー） | 1部 |
| (2) 添付書類 | | 1部 |
| (3) 登録更新申請書確認シート | | 1部 |

2 注意事項

(1) 登録申請時期

①登録有効期間満了日（登録期間末日）の2か月前までに大阪府商工労働部金融課貸金業対策グループあてに申請書及び添付書類が漏れなく揃った状態で到達するように申請してください。登録有効期間満了日の2か月前までに申請されないと、貸金業登録が失効となります。（貸金業法施行規則第5条）

※提出期限には余裕をもって郵送してください。

(2) その他

①提出する書類は不備、不足がないようにしてください。

②申請書提出後、日中（平日の9：30から17：00まで【年末年始除く】）に担当者 と確実に連絡を取れるようにしてください。

③書類の記載内容等で連絡をする場合がありますので、郵送する書類一式をコピーして、お手元に保管しておいてください。

④送料は申請者の負担となります。また、郵便事故に関しては責任を負いかねますので、その旨ご了承ください。

登録更新申請書 確認シート（1 / 4）

直近の申請書及び届出書の記載内容と相違ないこと（年月日を除く）、また、書類に不備、不足がないことを確認できたら確認欄にチェックを入れてください。

| 様式 | 備 考 | 確認欄 |
|------------|--|--------------------------|
| 第1号 第1面 | 登録申請書表紙 ※住所欄には、個人登録の場合「現住所」（現住所において貸付けに関する業務を営まない場合には、貸付けに関する業務に係る主たる営業所等の所在地）、法人登録の場合「登記簿上の本店所在地」を正確に記載してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 第1号 第2面 | 申請者の商号、氏名、住所、役員等 ※資金需要者等に公的機関又は金融機関のごとき誤解を与え、取引の公正を害するおそれのある商号又は名称を使用しないでください。 ※同一人が、重複しての個人登録申請はできません。 | <input type="checkbox"/> |
| 第1号 第3面 | 貸金業法施行令第3条に規定する使用人 ※使用人がいない場合は「該当なし」と記載してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 第1号 第4面 | 営業所等の名称及び所在地・当該営業所等における貸金業務取扱主任者の氏名 ※営業所等の住所はビル名・階数（若しくは号数）等まで記載してください。 ※記載する電話番号は、当該営業所等に設置する電話番号です。なお、未設置は認められません。 | <input type="checkbox"/> |
| 第1号 第5面 | 電話番号その他の連絡先（電話番号、ホームページアドレス、電子メールアドレスなど） ※携帯電話、携帯電話による電子メールアドレス、フリー電子メールアドレス（プロバイダーにより付与された電子メールアドレスを併記する場合を除く。）は認められません。 | <input type="checkbox"/> |
| 第1号 第6面 | 業務の種類 | <input type="checkbox"/> |
| 第1号 第7面 | 業務の方法 | <input type="checkbox"/> |
| 第1号 第8面 | 他に行っている事業の種類は日本標準産業分類表細分類から該当するものを選択する。 ※ 総務省統計局のホームページにより記載してください。 (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02tougatsu01_03000023.html 参照) | <input type="checkbox"/> |
| 第1号 第9面 | 納付書貼付欄 ※大阪府が発行する納付書に150,000円を添えて金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口で納付し、金融機関から「納付書兼領収証書」と併せて交付される「大阪府手数料納付済証」を貼付してください。 ※申請書提出後の既納の手数料は、お返しできません。 | <input type="checkbox"/> |

【注意】

- 1 外国人の氏名は本名を記載することとし、通称があるときは括弧書で記載することができます。
- 2 申請から登録まで2か月程度かかります。なお、営業所に係る添付書類（(2)添付書類「11 営業所若しくは事業所の所有又は賃貸借の態様を証する書面」、12 営業所等の地図及び見取図、写真）については、「非協会員」に記載されているものが必要となります。
- 3 更新申請は、登録期限日2か月前までに申請を行わなければ登録期限切れとなり登録有効期日をもって登録抹消となります。
- 4 第1号第2面、第3面及び第4面について、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併記することができます。ただし、「法定代理人」が氏を改めた者である場合にはこの限りではありません。
- 5 審査の段階で必要に応じ、最新版の資料や追加資料の提出を求めることがあります。

登録更新申請書 確認シート (2/4)

| | 添付書類 | 法人 | 個人 | 備考 | 確認欄 |
|----|---|----|----|---|-----|
| 1 | 誓約書(様式第1号の2) 登録の拒否要件(法第6条第1項各号)に該当しない旨の誓約書 | ○ | ○ | ・登録申請者(法人は代表者)が誓約します。 ・内閣府令規定様式に記載してください。(様式第1号の2) | □ |
| 2 | 株主又は社員の名簿、親会社の株主又は社員の名簿 (様式第3号) | ○ | — | ・内閣府令規定様式に記載してください。(様式第3号) | □ |
| 3 | 登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等 (様式第3号の2) | ○ | ○ | ・内閣府令規定様式に記載してください。(様式第3号の2) | □ |
| 4 | 履歴書 (様式第2号第1面) 【作成対象者】 申請者(*1) 法人の役員(*1・*2) 重要な使用人 | ○ | ○ | ・内閣府令規定様式を使用してください。(様式第2号第1面) ・貸金業務の経歴がわかるように、業務経験期間・登録番号・商号・役職・担当業務内容等を記載してください。賞罰の該当がない場合は、「該当なし」と明記してください。 | □ |
| 5 | 公的証明書の写し (様式第2号第2面) 【添付対象者】 履歴書と同じ | ○ | ○ | ・運転免許証、旅券(パスポート)、個人番号カード(マイナンバーカード)、特別永住者証明書など官公署から発行又は発給される書類で氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ当該官公署が所持人の写真を貼り付けたものの写しを添付してください。(※白黒複写可。ただし鮮明なもの。) ・上記証明書を所持しない場合は、官公署から発行又は発給された書類(氏名、住所及び生年月日の記載があるもの)と申請日前3カ月以内に撮影した写真(縦4cm・横3cm)をあわせて添付してください。 | □ |
| 6 | 住民票の抄本 【添付対象者】 申請者(*1) 法人の役員(*1・*2) 重要な使用人 貸金業務取扱主任者 | ○ | ○ | ・外国人の場合は、国籍の記載があるものを添付してください。 ・マイナンバー(個人番号)記載なしの住民票を取得してください。もし、個人番号が記載された住民票を取得してしまった場合は、黒いサインペン等で塗りつぶし、裏から光を透かしても読み取れない状態でご提出ください。 | □ |
| 7 | 「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(法第6条第1項第2号)に該当しない」旨の官公署の証明書(*3) 【添付対象者(外国人は不要)】 住民票の抄本と同じ | ○ | ○ | ・本籍地の市区町村から「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことの証明」(身分証明書) ※市区町村によっては、身分証明書として「禁治産者・準禁治産者(成年被後見人・被保佐人とみなされるもの)に該当しないことの証明」に関する記載も併せて表記されたものが交付される場合がございます。そのような場合は、発行された書面をご活用いただけますので、そのままご提出ください。 | □ |
| 8 | 貸金業務取扱主任者の登録完了通知の写し | ○ | ○ | ・資格試験に合格し、登録完了後通知された登録完了通知の写しを添付してください。(または更新完了通知の写し) | □ |
| 9 | 登録済通知書の通称発行申出書 | △ | △ | ・登録完了済通知書のあて名を住民票通称で発行する場合は添付が必要です。 | □ |
| 10 | 定款又は寄附行為等の写し | ○ | — | ・法人代表者による原本に相違ない旨の証明が必要です(押印は不要です)。 ・登記内容と相違ある場合は、別途総会議事録等の添付が必要。 | □ |

* 1 申請者(役員等含む)が未成年者の場合は、法定代理人を含む。

* 2 役員には、総株主義決権の25%を超える議決権を有する株主を含む。

* 3 法務局の「成年被後見人及び被保佐人に該当しないことの証明」(登記されていないことの証明書)は不要。

登録更新申請書 確認シート (3/4)

| | 添付書類 | 法人 | 個人 | 備考 | 確認欄 |
|----|---|----|----|--|-----|
| 11 | 営業所若しくは事業所の所有又は賃貸借の態様を証する書面 | ○ | ○ | <p>・下記の条件によって、添付書類が異なります。支店がある場合は、全ての支店での同様書面の添付が必要。</p> <p>【協会員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出不要 <p>【非協会員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の書面（自己所有の場合を除く） (1)事務所として使用できる物件を契約している場合：「賃貸借契約書の写し」 (2)事務所として使用できない物件を契約している場合：「賃貸借契約書の写し」及び「所有者からの使用承諾書」（貸金業の営業所として使用されることを承諾する旨の記載のあるもの） (3)登録者とは別の者が契約した物件を営業所とする場合：「賃貸借契約書の写し」及び「所有者及び借借人（契約者）からの使用承諾書」（貸金業の営業所として使用されることを承諾する旨の記載のあるもの） | □ |
| 12 | 営業所等の地図及び見取図、写真 | ○ | ○ | <p>【協会員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地図（手書き可。最寄駅・交差点等の目標物を記載。） ・見取図（手書き可、ビル内の場合は同一階での位置図、営業所内の入口から接客場所のカウンターや机、ATM等の配置などを記載） <p>【非協会員】</p> <p>上記に加え、下記書類も添付必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所等の写真 ①営業所の入居する建物の外観（建物全体を含めて撮影） ②営業所入口（更新登録申請者は、標識を含めて撮影） ③接客場所（更新登録申請者は、貸付条件表を含めて撮影） | □ |
| 13 | 代理店契約に関して締結した契約書の写し | △ | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・貸金業務を委託する代理店がある場合は、添付が必要。 ・次の事項に注意してください。 (1)復代理店及び代理店の支店等の設置をしていないこと。 (2)代理店契約には以下の事項を記載していること。 ①貸金業法等を遵守する旨の文言 ②代理業務の範囲に関する事項 ③代理店手数料の決定及び支払に関する事項 ④代理業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項 ⑤営業用の施設及び設備の設置主体等 | □ |
| 14 | 業務委託先が設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備の利用に関する契約書の写し | △ | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託先の設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備を利用する場合は添付が必要。 | □ |
| 15 | 登記簿の本店・支店の所在地で貸金業務を営まない旨の誓約書 | △ | — | <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿に登載されている本店又は登記の有無を問わず存在する府内若しくは他都道府県にある支店で、貸金業務を営まないために営業所登録を行わない場合は、添付が必要です。 | □ |
| 16 | 他貸金業者と同一の場所において、営業所等を設置する場合の対処方法を記した書面 | △ | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・他貸金業者と同一の場所において、営業所等を設置する場合、間仕切りを設置すること、異なる電話番号を設置することなどの対処をしてください。また、その対処内容を具体的に記した書面を提出してください。 | □ |
| 17 | 前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面 | ○ | — | <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表。（純資産5,000万円以上を有すること） ・監査役を設置していない法人については、税理士や会計事務所に決算書作成代行の依頼を証明した書面（税理士・会計事務所との契約書や領収書）又は税務代理権限証書等。 | □ |

登録更新申請書 確認シート（４／４）

| | 添付書類 | 法人 | 個人 | 備 考 | 確認欄 |
|----|-------------------------------|----|----|---|--------------------------|
| 18 | 前事業年度の会計監査報告書又は監査報告書の写し | △ | — | ・会社法上の会計監査人設置会社においては、同法に規定する会計監査報告書。 ・公認会計士又は監査法人の監査を受けている法人においては、公認会計士又は監査法人の監査報告書 | <input type="checkbox"/> |
| 19 | 財産に関する調書（様式第４号） | — | ○ | ・内閣府令規定様式に記載してください。（様式第４号）（純資産５,０００万円以上を有すること） | <input type="checkbox"/> |
| 20 | 財産を証する書面 | — | ○ | ・純資産要件を充足していることを証明するため、項目に応じた書類を添付してください。なお、貸付けがない場合を除き②の書面は必ず提出してください。下記の他、必要に応じ報告を求めることがあります。 ①現金・預金：「残高証明書」又は「預貯金通帳の写し（表紙及び残高欄）」※現金は現物を確認させていただく場合があります。 ②貸付金：貸付日・貸付金額・残額を記載した「貸付先一覧」※必ず契約番号を併記し、債務者の氏名はマスキングしてください。 ③有価証券：「取引残高報告書」 ④土地・建物：「固定資産評価証明書」、「鑑定評価書の写し」、「固定資産税課税明細書」等 | <input type="checkbox"/> |
| 21 | 貸金業の業務に関する社内規則 | ○ | ○ | ・貸金業を的確に遂行するための必要な内部管理体制が確認できるもの。 | <input type="checkbox"/> |
| 22 | 貸金業の業務に関する組織図 | ○ | ○ | ・社内規則に沿った内部管理体制を記載した貸金業の組織図。 ・組織名称、内部管理責任者・担当者名、担当業務内容等を記載。 | <input type="checkbox"/> |
| 23 | 貸付けの業務の経験者の業務経歴書（様式第４号の２） | ○ | ○ | ・内閣府令規定様式（様式第４号の２）に従い、営業所等ごとの貸付業務経験者がわかるように業務経験期間・登録番号・商号・役職・担当業務内容等を記載。（注２（２・３）参照） | <input type="checkbox"/> |
| 24 | 指定紛争解決機関との契約締結等の状況（様式第４号の２の２） | ○ | ○ | ・内閣府令規定様式に記載してください。（様式第４号の２の２） | <input type="checkbox"/> |
| 25 | 書類一式をコピーしましたか。 | | | | <input type="checkbox"/> |

【注意】

- 1 官公署が証明する書類は、申請の日前３か月以内に発行されたものを添付してください。
- 2 登録拒否要件である「貸金業を的確に遂行するための必要な体制」の整備には、以下の基準に適合していることが必要です。
 - (1) 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること。
 - (2) 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に３年以上従事した経験を有する者があること。（申請者が個人の場合、申請者が３年以上従事した経験を有する者であること。）
 - (3) 営業所等ごとに貸付けの業務に１年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として１人以上在籍していること。
 - (4) 資金需要者等の利益の保護のため、十分な社内規則を定めていること。
（上記「注意２」については、『貸金業法施行規則』『貸金業者向けの総合的な監督指針』等を参照のこと）
- 3 写真は、申請の日前３か月以内に撮影したものを添付してください。
- 4 上記のほか、必要に応じ貸金業法施行規則第４条第３項第１７号の規定により、資料の提出を求めることがあります。
- 5 HP掲載の記載例を参考に書面を作成してください。
- 6 氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができます。（旧氏及び名証する書面の提出が必要です。）

上記について、対象となる項目の確認欄にチェックが入っていることを確認し、補正についても、大阪府の求めに速やかに応じます。

なお、申請期限までに補正が終わらない場合は、登録更新ができないことを承諾します。

年 月 日 署名